

2023年度

日系社会研修員受入事業
(多文化共生推進/日系協力型)
“日系サポーター”
研修員募集要項



独立行政法人国際協力機構
横浜センター
2023年8月

目次

1. 研修コース概要	2
2. 応募から選考、結果通知まで	2
3. オリエンテーション	6
4. 宿泊施設	7
5. 経費の支給	8
6. 研修員の資格取り消し	8
7. その他の留意事項	8
8. 研修報告	9
9. 研修修了証書	9
10. 新型コロナウイルス（COVID-19）の研修実施への影響について	9
11. 遠隔研修の導入について	9

参考資料

1. 応募にかかるフローチャート	10
2. 業務フロー	11

別表

2023年度日系社会研修員（多文化共生推進/日系協力型）受入事業研修コース一覧

付属書類

応募書類様式

1. 推薦書	様式第1号/Form 1
2. 研修申請書/APPLICATION FOR TRAINING	様式第2号/Form 2
3. 履歴書/CURRICULUM VITAE	様式第3号/Form 3
4. 病歴に係る申告書/MEDICAL HISTORY	様式第4号/Form 4
5. 誓約書/PLEDGES	様式第5号/Form 5

参考書類

筑波日本語テスト集 /TTBJ test score report スコアサンプル

はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、中南米地域への日本人の海外移住の支援を実施し、JICA の前身の一つである海外移住事業団（JEMIS）の時代より、JICA の関わる移住者として中南米地域に計約 73,000 人が移住しました。現在、中南米地域の日系人人口は 213 万人を超えるものと推定されます。

JEMIS は、農業移住者の後継者育成を主目的として 1971 年に移住研修員受入事業を開始しました。

1974 年の海外技術協力事業団（OTCA）と JEMIS の統合により、移住研修員受入事業は JICA が担うこととなり、1997 年には日系研修事業に改編しました。日系研修事業は、中南米地域への日本人移住者子弟である日系人への技術協力を通じ、移住先国の国造りに貢献することを目的としています。また 2018 年度より対象を拡充し、日系研修事業から日系社会研修員事業へ名称変更を行いました。

当事業により、JICA は 2021 年度までに計 15 カ国から計 5,005 名の日系人の受入れを行ってきています。また、当事業は幅広い分野で日系社会研修員を受入れ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献してきています。

1990 年の日本における出入国管理及び難民認定法改正以降、就労目的で中南米各国から日本へ渡る日系人は増加しており、現在およそ 25 万人（ブラジルから約 20 万人、ペルーから約 5 万人）が日本の国内産業を支えています。

しかし、日本で働く日系人の子弟は言葉の問題から日本の学校で十分に教育内容を理解できず、学校側も補習クラスなどで葡語、西語を使用しながら教えられる体制も十分でないのが現状です。また、日系人が集住する地域の医療機関や自治体などの公共サービス提供機関においても、これらの言語を話す職員や通訳が少なく、在日日系人への対応が十分に行き届いていない現状にあります。

一方、中南米日系社会において「日本語教師」「看護師」「幼稚園教諭や保育士」「小・中学校教諭」、「ソーシャルワーカー」「多文化共生の NGO 職員」などを目指す方や既に従事している方がおり、日本での学びを通して自らの専門性を磨く機会を得たいと考える方々が存在します。

本事業は、日本の学校、地方自治体、企業、NGO 等の団体において研修実施先での学びを通して自らの専門性を磨くとともに、日本国内の日系人集住都市で課題を抱える日系人や団体をサポートしながら、日本での学びを帰国後の自らの専門性向上や日系社会の発展に役立てていけるよう、日系社会研修の枠組みにおいて 2020 年度より新規事業として実施しています。

本募集要項は、日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）通称“日系サポーター”への応募にあたっての手続きや留意事項をまとめたものです。ご一読の上、当事業“日系サポーター”へのご応募をご検討下さるよう宜しくお願い申し上げます。

1. 研修コース概要

(1) 事業対象国

2023 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）（以後「日系サポーター」とする）の対象国は、以下の中南米地域 12 か国です。

アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

(2) 受入期間

受入期間は、研修員が来日する日から離日する日までの期間です。

受入期間はわが国の会計年度を越えることはできません。来日する日の翌日から 5 日間は JICA 横浜にてブリーフィング及びオリエンテーションを受講します。

(3) 研修コース

2023 年度日系サポーターの研修コースの応募資格要件、研修内容及び募集人数等は、別表「2023 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）研修コース一覧」のとおりです。

各研修コースは研修実施機関での実習を中心とした構成となっています。別表に記載されている各団体の研修目標や研修計画をご確認の上、研修内容等についてご質問のある際には、提案団体（研修実施機関）の担当者に問い合わせください（研修実施機関によっては日本語または英語の対応に限られる場合があります）。

応募状況等を勘案して受入人数を設定します。

応募はあったものの、予算の制約により実施できない場合もありますので、予めご承知おき願います。

2. 応募から選考、結果通知まで

応募希望者は、下記（1）および別表「2023 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）研修コース一覧」を参照し、以下の要領にてご応募ください。

(1) 応募資格

日系サポーター研修員は、以下の全ての要件に当てはまる方のみ応募できます。

(ア) 中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす意志を有すること。

(イ) 国籍が、事業対象国あるいは日本国であること。

(ウ) 主たる生活基盤が事業対象国にあること。

日本に在住している、あるいは主たる生活基盤が日本にある応募希望者については、出身国が上記 1. の事業対象国であっても対象者とはなりません。

(エ) JICA 在外事務所の推薦が得られること。

応募にあたっては、JICA 在外事務所からの推薦書が必要です。推薦書には、候補者の役職・活動状況・能力、研修成果の活用等から「中南米地域の日系社会と

日本の連携に主導的な役割を果たす者」として適格であることを明記してください。JICA 在外事務所の推薦書は、JICA 在外事務所が作成します。

また、以下の資格要件を満たしていることが求められます。

- (ア) 2023 年 4 月 1 日時点で年齢が満 21 歳以上であること。ただし、コースで個別に対象年齢が指定されている場合はそちらに従う。
- (イ) 高等教育機関卒業以上の学歴を有すること。ただし、コースで個別に指定されている場合はコースごとの要件に従う。
- (ウ) 研修を受けるに十分な日本語力を有すること。ただし、日本語能力を問わない研修コースは除く。
- (エ) 日本において、日系人や中南米出身の人々が集住する地域が直面する課題解決に貢献する意欲を要すること。
- (オ) 研修で得た技術や知識を、帰国後日系社会に還元する意志を有すること。
- (カ) 心身ともに健全であること。なお、妊娠中の方の応募は、健康上のリスクを考慮し、推奨しておりません。

(2) 応募スケジュール

JICA 在外事務所が、事業対象各国で研修員の募集を行います。事業対象各国における応募スケジュールは、JICA 在外事務所にご確認ください。なお、JICA 在外事務所から JICA 横浜への応募書類の到着締切日は以下のとおりです。

【ご参考】

- ・ 2023 年 5 月 7 日(日) 来日コースへの応募書類：
JICA 横浜への提出締切：2023 年 1 月 20 日(金) 厳守
- ・ 2023 年 6 月 18 日(日) 来日コースへの応募書類：
JICA 横浜への提出締切：2023 年 2 月 17 日(金) 厳守
- ・ 2023 年 7 月 23 日(日) 来日コースへの応募書類：
JICA 横浜への提出締切：2023 年 3 月 17 日(金) 厳守
- ・ 2023 年 10 月 1 日(日) ～2024 年 1 月 8 日 来日コースへの応募書類：
JICA 横浜への提出締切：2023 年 6 月 9 日(金) 厳守
各国の応募の締め切りは各 JICA 事務所へご確認ください。

(3) 応募時提出書類

- (ア) 推薦書 (JICA 事務所作成) 様式第 1 号
- (イ) 研修申請書/APPLICATION FOR TRAINING 様式第 2 号/Form 2
- (ウ) 履歴書/CURRICULUM VITAE 様式第 3 号/Form 3
- (エ) 病歴に係る申告書/MEDICAL HISTORY 様式第 4 号/Form 4
- (オ) 誓約書/PLEDGES 様式第 5 号/Form 5
- (カ) 日系諸団体等の推薦書 (可能であれば)
- (キ) 最終学校卒業証明書または卒業証書【写】 又は在学証明書 (あれば翻訳文も添

付)

- (ク) ID カード (身分証明書) 【写】 (氏名・生年月日の確認用)
- (ケ) (所有していれば) 旅券 【写】
- (コ) (所有していれば) 有効な日本の入国査証・再入国許可・外国人登録証明書・在留カード 【写】
- (サ) (所有していれば) 有効な米国入国査証 【写】
- (シ) 顔写真 1 枚 (縦 4.5cm × 横 3.5cm、カラーのみ、履歴書に貼付すること) 及び日本に来日する研修員は来日時に左記の顔写真 3 枚を持参すること。来日時に写真の持参がない者は日本到着時に自己負担にて顔写真を準備いただきます。
- (ス) 筑波日本語テスト集 <https://ttbj.cegloc.tsukuba.ac.jp/> (TTBJ) の「SP0T90 + Grammar90 + 漢字 SP0T50」スコア (写)

(4) 応募書類作成の注意事項

- ・ この要項に定められた様式を用いて応募書類をご準備ください。
- ・ 推薦書(様式第 1 号)以外の書類は、日本語能力を含め選考資料としますので、必ず応募者本人が日本語、または英語で記入してください。英語で記入する場合には原則タイプ打ち(パソコン入力)してください。やむを得ない事情があり手書きで記入する場合には、容易に判読できるよう **BLOCK LETTER** で記入ください。

(ア) 推薦書(様式第 1 号)

- ・ JICA 事務所で作成されます。応募者による準備は不要です。

(イ) 研修申請書(様式第 2 号)

- ・ 研修申請書の記載内容は、応募者選考にとって重要な情報です。応募者と提案団体(研修実施機関)の間で研修内容のミスマッチを防止するため、できるだけ詳しく、読みやすく記入してください。
- ・ 日系社会研修参加における肖像権の扱いについての記載を確認し、意思確認「同意する/同意しない」いずれかにチェックをいれてください。

(ウ) 履歴書(様式第 3 号)

- ・ 住所は州/県まで明記してください。
- ・ ブラジル/ボリビアからの応募者は必ず来日時に利用する自宅近くの出発空港を選択肢の中から一つ選択してください。
- ・ 語学力は選考時の貴重な情報となるため、資格等を所持していない応募者も必ず自己申告でレベルを記入してください。

(エ) 病歴に係る申告書(様式第 4 号)

- ・ 全員提出してください。必ず本人が正しく記入してください。

(オ) 誓約書（様式第5号）

署名日、本人による署名を忘れずに記入してください。この2点が空欄の場合受理できませんのでご注意ください。

(5) 健康診断

事前の健康診断の提出は不要です。以下の基準に該当する応募者は来日後にJICAの負担により健康診断を受診します。

1) 受け入れ期間 181 日以上

一般健康診断：問診、身体所見、体重、身長、血圧、血液検査、血液生化学検査、血清学的検査、尿検査（検尿）、大便検査（検便）、胸部レントゲン、検査撮影、心電図

2) 受け入れ期間 91 日以上

3) 受け入れ期間 31 日以上、且つ病院等医療機関で実習等を行うコース

2)、3)：胸部レントゲン撮影検査（結核対策）

(6) 日本語能力判定について

筑波日本語テスト(TTBJ) <https://ttbj.cegloc.tsukuba.ac.jp/>の「SPOT90 + Grammar90 + 漢字 SPOT50」を各応募者がオンラインで受験し、結果により日本語能力を判定します。

(7) 選考結果（仮合格）通知

日系サポーター研修員の選考は、JICA 国内機関と提案団体（研修実施機関）が合同で行います。選考結果は、JICA 在外事務所を通じて通知します。

その後、JICA 横浜から日本国外務省に対し、選考通過者の査証発給審査を依頼します。なお、査証発給審査の結果によっては、不合格となることがあります。

また、軍籍・軍に関係のある機関に所属されている方の受け入れは、個々の状況を勘案し日本政府により決定されます。

就労や長期滞在が可能な別の日本入国査証【特定査証：定住等】を所有している場合、査証の写しを応募書類と一緒に提出の上、事前にその扱いについてご相談ください。

仮合格の通知を受けた者は、JICA 在外事務所と連絡をとりつつ、来日準備を始めてください。旅券の有効期限を確認の上、日本滞在期間中に旅券が失効する場合は、来日前に更新してください。

(8) 受入決定通知

日本国外務省からの査証発給審査結果をもとに、来日 4 週間前までに通知します。

仮合格通知（選考結果通知）から受入決定通知、来日のスケジュール案は、以下の通りです。

【上半期】

グループ	仮合格通知	受入決定通知	来日
1	3月10日(金)	4月7日(金)	5月7日(日)
2	4月7日(金)	5月12日(金)	6月18日(日)
3	5月12日(金)	6月9日(金)	7月23日(日)

【下半期】

グループ	仮合格通知	受入決定通知	来日
4	7月28日(金)	8月25日(金)	10月1日(日)
5	7月28日(金)	8月25日(金)	11月5日(日)
6	9月8日(金)	10月6日(金)	12月3日(日)
7	9月8日(金)	10月6日(金)	1月8日(月)

研修受入先により、別表の受入事業研修コース一覧にてご確認ください。

(8) 研修の辞退

受入決定通知後の参加辞退は、関係者に多大なる迷惑をかけ、また日系サポーター全般の運営に支障をきたします。応募にあたっては必ず慎重にご検討ください。応募後、他団体の奨学金等への申請を行うなどにより、辞退の可能性が生じた場合は、速やかに JICA 在外事務所までご連絡下さい。

3. オリエンテーション**(1) 来日前オリエンテーション**

合格者は来日に先立ち、JICA 在外事務所で来日前のオリエンテーションを受けます。

(2) 来日後オリエンテーション

研修員は来日後、JICA 横浜で5日間のブリーフィングおよびオリエンテーションを受けます。

通常のブリーフィングとオリエンテーションのスケジュールは次の通りです。

(ア) ブリーフィング (来日後1日目)

- a. 開講式
- b. 各種登録諸手続き
- c. 諸手当と支給方法の説明
- d. メディカル・カード、銀行カード、ミール・カードの配布と説明
- e. 館内案内

(イ) オリエンテーション (来日後2日目・3日目)

- a. 日本の教育制度、日本人の海外移住、日本国内の日系人

- b. 日本の歴史・文化
 - c. 日本の経済・政治・行政機構
 - d. 海外移住資料館見学
 - e. みなとみらい地区見学
 - f. 健康診断（受診を指示された研修員のみ）
- (ウ) 在日日系社会及び外国人集住都市に関する研修（来日後4日目・5日目）

(3) コースオリエンテーション

受入決定通知の時に JICA 在外事務所を通じて伝えられる「研修日程」、「研修計画」により、日程および研修内容を必ず確認してください。

JICA 横浜でのブリーフィング・オリエンテーションの後、研修員は提案団体（研修実施機関）の所在地にある JICA 国内機関へ移動します（該当の国内機関名および担当者氏名は「研修日程」に明記）。移動後、国内機関担当者がコースオリエンテーションおよび生活オリエンテーションを行います。

4. 宿泊施設

日系サポーター研修員は、JICA 国内機関または JICA が指定する施設に宿泊します。研修員が自ら宿泊施設を指定することはできません。研修員自ら宿泊予約を絶対に行わないでください。

来日直後は、JICA 横浜でブリーフィングとオリエンテーションを受けるため、同センターまたは JICA が指定する近隣のホテルに宿泊します。JICA 横浜をはじめ、JICA 国内機関は以下の洗面用具を備えています。その他必要なものについては、各自でご準備ください。

- ① フェイスタオル、バスタオル
- ② シャンプー、リンス、ボディーソープ
- ③ 歯ブラシ
- ④ せっけん

JICA 横浜の住所、連絡先は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構 横浜センター（JICA 横浜）

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

YOKOHAMA CENTER, Japan International Cooperation Agency (JICA)

3-1, Shinko 2-chome, Naka-ku, Yokohama City, Kanagawa Prefecture

231-0001 JAPAN TEL +81-45-663-3251/FAX +81-45-663-3265

5. 経費の支給

JICA は規程に基づき、日系サポーター研修員に次の経費を支給します。以下は 2022 年度の支給額で、2023 年度は金額が変更になることがありますので、ご了承ください

い。

経費	支給額等
往復航空賃	JICA が指定する日時と経路の航空券 出発空港：JICA が指定する居住地最寄りの国際空港
国際空港使用料	実費（帰国時のみ航空券に含まれている）
滞在費	JICA センターに宿泊の場合：2,098 円/日（朝・夕食付き） ホテル等に宿泊の場合：4,298 円/日（朝・夕食なし）
支度料	受入期間に応じた定額（10,000～27,000 円）
資料送付料	4,000 円
療養費等	JICA は研修員に海外旅行障害保険を付与する。 研修員はメディカル・カード等により療養等のサービスが受けられる。なお、既往症や歯の治療などは対象外。
健康診断料	対象となる研修員に規定項目の健康診断を実施する。
査証更新手数料	実費

6. 研修員資格の取り消し

日系サポーター研修員が以下の事項に該当する場合、JICA は研修員資格を取り消すとともに、手当の支給を打ち切り、帰国させることがあります。その場合、（6）および（9）を除き、帰国に要する経費は研修員の自己負担となります。

- （1）日本国の法令に違反したり、社会の秩序を乱す行為（セクシュアル・ハラスメント等を含む）を行った場合
- （2）提案団体（研修実施機関）の諸規則に違反した場合
- （3）JICA の指示や決定に従わない場合
- （4）本人の故意または重大な過失や怠慢等の事由で研修の継続が困難である場合
- （5）本人の都合で研修を中断する場合
- （6）傷病等のために研修の継続が困難になった場合
- （7）申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- （8）宿泊施設である JICA 国内機関の規則に従わない場合
- （9）その他 JICA がやむを得ないと認める事由が生じた場合

7. その他の留意事項

- （1）出身国の選挙時不在証明書の発給や旅券の有効期限の更新などには、自国の身分証明書が必要なので、該当者は持参してください。
- （2）研修員は本邦滞在期間中、以下の活動は認められません。
 - （ア）家族の随伴、同伴、同居
 - （イ）重大事故予防の観点から、オートバイや自動車の運転
 - （ウ）政治活動や営利目的の活動

- (3) 研修員は本邦滞在期間中、特別な事情がある場合を除き国外に出ることが認められません。
- (4) 研修員は、研修修了後速やかにJICAが指定する経路で帰国することとなります。

8. 研修報告

研修員は研修修了時に「研修総合報告書」を提出します。

研修最終日はJICA国内機関で「最終報告会」を実施いただくこととなります。

9. 研修修了証書

予定通り研修を修了した日系サポーター研修員には、JICA理事長名の研修修了証書（CERTIFICATE）が与えられます。

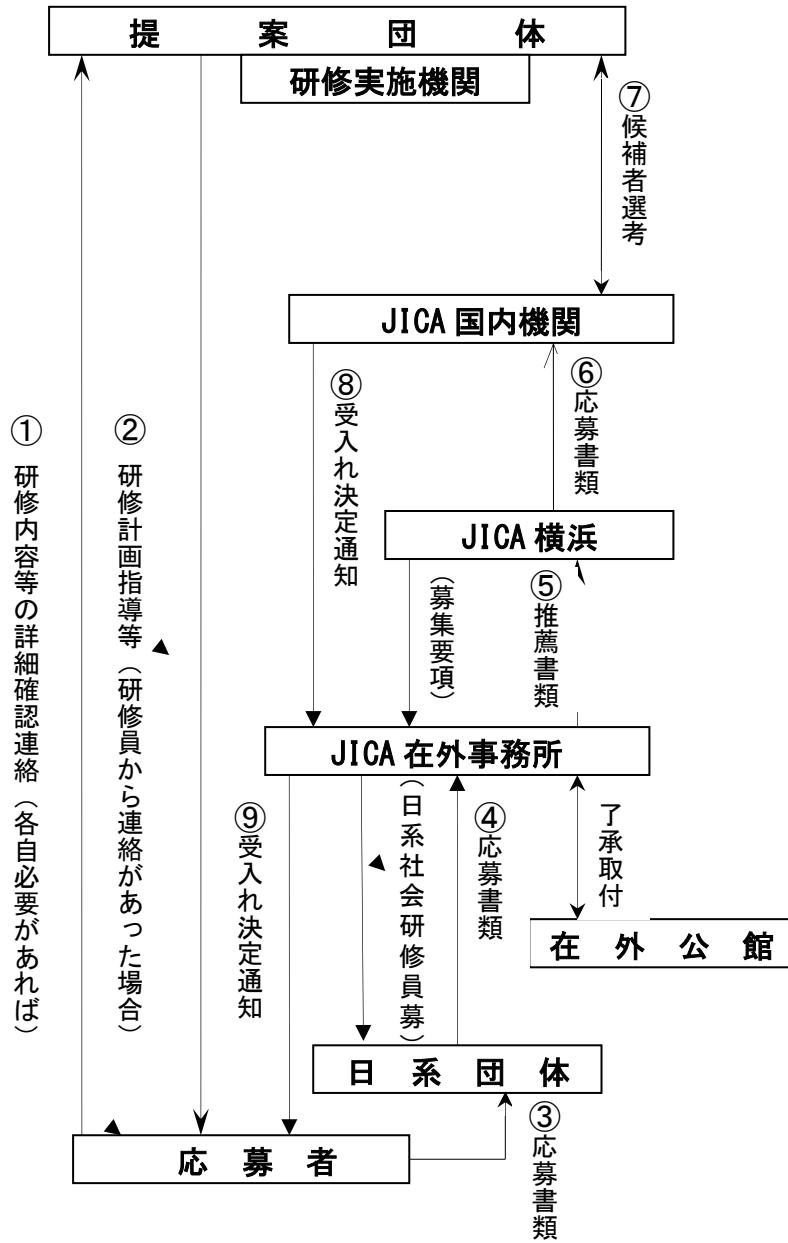
10. 新型コロナウイルス（COVID-19）の研修実施への影響について

実施時の感染状況に応じたオリエンテーションの実施や研修プログラムとなる場合があります。

11. 遠隔研修の導入について

新型コロナウイルスの感染拡大により、来日が困難な場合は遠隔研修に切り替えて実施することがあります。

日系社会研修員応募フローチャート



日系社会研修員事業の業務フロー

